

## 児童クラブの学校施設利用に関する検討について

## 1. 調整事項

- ・ 児童クラブの増設にあたり、学校施設の利用を検討したく、教室使用状況等を調査したい。

## 2. 児童クラブの現状

- ・ 児童クラブの入所者数は増加しており、複数のクラブで受入規模（児童一人当たり面積要件による人数）を超える人数を受け入れている。
- ・ 児童福祉法及び厚生労働省令 63 号により児童 1 人当たりの面積が定められ、平成 32 年度より完全に適用されることから、待機児が多数見込まれ児童クラブの増設が必要な状況にある。  
（回田・秋津・八坂・北山の 4 校で特に多数の待機児が見込まれる。）
- ・ 国の「放課後子ども総合プラン」では、学校施設の一層の活用（新規の放課後児童クラブの約 80%を小学校内で実施）を促進するとともに、学校施設利用にあたって、教育委員会と市長部局の協定の締結、教室の放課後の利用を示している。

## 3. 公共施設に関する市の方針

- ・ 市では「公共施設等総合管理計画」において、「将来世代にツケを回さず、安全・安心な施設に再生して引き継ぐ」を基本理念とし、公共施設全体の最適化を推進することとしている。
- ・ 同計画の中で、児童クラブについては「新規に開設する場合は、他施設の余剰スペースを活用した複合化等、将来の児童数の減少等にも配慮した取り組みを検討すること」を方向性として位置付けている。

## 4. 学校教室の利用についての調査・検討

## &lt;調査対象&gt;

- ・ 市内の市立小学校（15 校）

## &lt;調査方法&gt;

- ・ 基本的には既存データによる検討を中心とし、現場への負担は最小限となるよう配慮する。
- ・ 喫緊の課題である回田・秋津・八坂・北山の 4 校については、必要に応じて現場確認やヒアリング等を実施することも想定。

## &lt;内容&gt;

- ・ 各教室の設置状況及び利用状況
- ・ 児童数の推移・今後の推計
- ・ 児童クラブとしての使用に必要な施設要件の整理
- ・ 教室の目的外使用に関する法的整理
- ・ 児童クラブとして使用可能な教室・時間帯の整理
- ・ 児童クラブとして使用する場合の課題と解決策の整理